

●保険料の納付方法を特別徴収(年金から納付)から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。お手続き方法などにつきましては健康福祉課にお問い合わせください。

●保険料の納付が難しいとき

健康福祉課では保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

●保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置につきましては、特例措置が行われてきましたが、平成30年度から段階的に本則への見直しが行われています。平成31年度(令和元年度)は次のとおり改正されますが、安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いいたします。

①保険料「均等割額」の軽減 **改正**

| 対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) | 均等割額の軽減割合 | | | |
|--|-----------|-------------------|-------|-------|
| | 本来の軽減 | 平成31年度 (令和元年度) | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 平成30年度における8.5割軽減の区分 33万円以下 | 7割 | 8.5割 | 7.75割 | 7割 |
| 平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません | | 改正 8割 | 7割 | |
| 33万円+ 改正 28万円×(被保険者数)以下 | 5割 | 5割 | | |
| 33万円+ 改正 51万円×(被保険者数)以下 | 2割 | 2割 | | |

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、8割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険の被扶養者であった人の保険料「均等割額」の軽減 **改正**

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります。(ただし所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)